

公益社団法人 熊本県薬剤師会代議員総会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人熊本県薬剤師会（以下「本会」という。）の代議員総会（以下「総会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総会の種類)

第2条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第2章 総会の招集

(招集の手続)

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の議案の概要

(招集)

第4条 会長は、総会の開催の1週間前、書面表決等を認めた場合は2週間前までに、代議員に対して書面をもって通知しなければならない。

2 前項の通知には第3条各号を記載しなければならない。

3 会長は、代議員に対して提案理由を記載した書類を交付する。

(議決権行使に関する基準日)

第5条 総会開催日の前日における代議員を、招集される総会において議決権を有する者とする。

第3章 総会の開催

(代議員の出席)

第6条 代議員は、総会開会定刻前に議場に到着し、受付で出席した旨を通告しなければならない。

(書面表決等)

第7条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面によって議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 書面表決書及び委任状の提出期限は、総会前日までとする。

3 書面表決書及び委任状の提出先は、議長とする。

4 第1項の場合は、総会に出席したものとみなす。

(定足数の確認)

第8条 事務局は、総会の開会に際し出席者数を確認し、会場に報告しなければならない。

2 事務局は、出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。

第4章 総会の議事

(議長及び副議長の選出)

第9条 議長1名、副議長1名とする。

- 議長及び副議長は、代議員選挙後の最初の総会で選出し、任期は選出された代議員の任期とする。ただし、議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を選出する。
- 議長、副議長及び仮議長の選出は、代議員より立候補者を募り、代議員会の承認を得なければならない。
- 立候補者が多数の場合は、代議員の投票及びその他の方法により選出する。
- 立候補者がいないときは、会場より推薦のあった候補者の承認を得る。
- 議長、副議長及び仮議長が選出されるまでは、事務局長が議長の職務を行う。

(議長の権限)

第10条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 議長は、指示に従わない又は議事を妨げる者に対して発言停止や退場をさせることができる。
- 議長は、出席者の承認を得て、書記と議事録署名人2名を任命するものとする。

(副議長の権限)

第11条 副議長は、議長を補佐し、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 副議長は、議長が事故あるときは、議長に代わり総会の秩序を維持し議事を整理する。

(仮議長の権限)

第12条 仮議長は、議長に代わり総会の秩序を維持し議事を整理する。

(議題の付議の宣言)

第13条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議するが、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第14条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。

- 理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。
- 出席者が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。但し当該事項が総会の目的である事項に関しないものである又はその説明をすることが共同の利益を著しく害すると議長が認める場合はこの限りではない。

(議題の審議)

第15条 会議において発言する者は、議長の許可を受けなければならない。

- 発言の順序は、議長が決定する。
- 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。
- 発言は、議題以外の事項、又は個人を中傷する発言をしてはならない。ただし、緊急を要する議題の提案については、複数の同意があったときはこの限りでない。

(採決)

第 16 条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し採決することができる。

2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

3 採決の方法は、議長が決めることができる。

4 議長は、採決に先立って議題及び自己の議決権の行使に関して、如何なる意見も述べることはできない。

5 議長が議決権を行使する場合は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。

6 議長は、採決の結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言しなければならない。

(休憩)

第 17 条 議長は、必要と認めるときは再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(閉会)

第 18 条 議長は、すべての議事が終了した後、閉会を宣言する。

(議事録)

第 19 条 議事の経過と結果の要領等は、議事録として記録しなければならない。

2 議長及び議事録署名人は、議事録に記名押印しなければならない。

(議事の結果の報告)

第 20 条 会長は、総会の結果の概要を、本会の会誌等に掲載し、正会員に報告するものとする。

第 5 章 総会議事運営委員会

(総会議事運営委員会の設置)

第 21 条 総会は、議事進行を適正かつ円滑に行うため、総会議事運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会委員の選出)

第 22 条 委員会を構成する委員は、総会に諮って議長が指名する。

(委員会の構成)

第 23 条 委員会は、熊本市地区（熊本市支部選挙区とする。）3名、県北地区（荒尾支部選挙区、玉名支部選挙区、山鹿支部選挙区、菊池支部選挙区及び阿蘇支部選挙区）2名、県南地区（上益城支部、宇城支部選挙区、八代支部選挙区、人吉球磨支部選挙区、水俣・芦北支部選挙区及び天草支部選挙区とする。）2名の互選した委員をもって構成する。

(正副委員長の選出)

第 24 条 委員長及び副委員長は、委員会で互選して選出する。

(委員会委員の任期)

第 25 条 委員の任期は、その代議員の任期と同じとする。但し、各地区内においての委員の交代は認めるが、その任期は前任者の残任期間とする。

(正副議長の参加)

第 26 条 委員会には、正副議長が参加するものとする。

(委員会委員長の仕事)

第 27 条 委員長は、委員会を代表し、且つ委員会の議長となる。

(委員会委員以外の出席発言)

第 28 条 委員会は、会長並びにその他の役員及び委員でない代議員の出席を求め意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第 29 条 委員会は、総会の運営に関し理事会から付託された事項について審議する。

(総会への報告)

第 30 条 委員会が付託された事項について審議を終了したときは、委員長は議事の経過及び結果を総会に報告しなければならない。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 31 条 総会の事務局は、本会事務局がこれに当たる。

第 7 章 雑則

(改廃)

第 32 条 この規則の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則

本規則は、総会議決の日（平成 24 年 4 月 21 日）から施行する。

附則

本規則は、総会議決の日（令和元年 6 月 15 日）から施行する。